

**鳥取県告示第331号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年5月7日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	居宅介護 重度訪問介護	平成21年4月1日